

# 定 款

株式会社 WOLVES HAND

2019 年 3 月 28 日	作成
2019 年 4 月 1 日	認証
2019 年 6 月 14 日	改訂
2019 年 8 月 19 日	改訂
2019 年 9 月 29 日	改訂
2020 年 3 月 31 日	改訂
2021 年 3 月 31 日	改訂
2021 年 9 月 30 日	改訂
2022 年 3 月 25 日	改訂
2022 年 9 月 29 日	改訂
2023 年 9 月 28 日	改訂
2024 年 2 月 15 日	改訂
2024 年 4 月 18 日	改訂

# 株式会社 WOLVES HAND 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社 WOLVES HAND と称し、英文では WOLVES HAND Co., Ltd. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) 動物の診療施設の経営
- (2) ペット美容室の経営
- (3) 喫茶店の経営
- (4) ペット用品の販売
- (5) 獣医療の教育を目的としたセミナーの開催
- (6) 動物病院向けソフトウェアの開発及び販売
- (7) 医療器械器具の開発・製造・販売
- (8) 動物医療にかかる研究・治験
- (9) 動物医薬品等の開発及び販売
- (10) 前各号に附帯関連する一切の業務

### (本店所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

### (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、31,696,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式の数は、100株とする。

(単元未満株主の権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(単元未満株式売渡請求)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当会社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

(招集時期)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役CEOに事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定め

た順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会の決議)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 名以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、開催日時、場所、出席した役員並びに議事の経過の要領及びその結果その他法令で定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から 10 年間本店に備え置く。

(電子提供措置等)

第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は 10 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
- 4 当社は、会社法第 329 条第3項の規定により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
- 5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役CEO1名以上を選定する。

- 2 取締役会は、その決議をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を1名、会社が定める役付取締役を若干名選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役CEOがこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役CEOに事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合には、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の委任)

第 27 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第 30 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、当該取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合で、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であ

る者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額とする。

(自己の株式の取得)

第 31 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名捺印又は電子署名をする。

(監査等委員会規程)

第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該株主総会におい

て再任されたものとする。

(報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 40 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 42 条 剰余金の配当が、その支払の提供の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

2 未払の配当金には、利息を付けない。

## 第 8 章 附則

(監査等委員の責任免除に関する経過措置)

第 43 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 3 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(法令の準拠)

第 44 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令によるものとする。